

公表日：2026年4月1日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	67.8%
正社員	88.8%
パート・有期社員	70.8%

対象期間：令和7年事業年度（令和7年3月21日から令和8年3月20日まで）

賃金：基本給、各種手当、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く

正社員：職員・社員

パート・有期社員：パートタイマー、契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員を除く